

令和6年（行ウ）第3号 地位確認等請求事件

原告 佐藤万奈 外1名

被告 国

原告ら弁論要旨
(婚姻後の氏の保持に関する国際的動向)

2025（令和7）年1月31日

札幌地方裁判所民事第5部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 林 智 栄

1 はじめに

婚姻前の氏を婚姻後も保持することが、既に、人格権やプライバシー（私生活の自由）の権利として、国際的に確立していることを述べる。

2 夫婦同氏制度は世界の中で特異な法制度として取り残されていること

婚姻と氏に係る制度は各国様々である。しかし、夫婦同氏を法的に強制する国は、もはや日本だけとなっている。当弁護団が調査した95か国のうち、夫婦同氏が可能な国が62か国あったが、すべての国で夫婦別氏も可能であった。

かつては、夫婦別氏を選択できない国も多くあった。しかし、夫婦同氏を強制することが女性差別にあたるという認識や、氏が個人のアイデンティティの重要な要素であり自己決定が認められるべきであるという認識が広がる中で、諸外国において、氏の伝統的・習慣的な扱いが人権の観点から次々

と見直されるようになった。その結果、日本が、いまだに夫婦同氏が法的に強制する唯一の国として取り残されることになった。

日本の夫婦同氏強制は、女性差別であり、人権侵害にあたると国際的にも繰り返し指摘されている。昨年10月には、国連女性差別撤廃委員会から、民法750条の改正を求める4回目の勧告がなされ、2年以内の書面によるフォローアップも求められている。また、米国国務省の人権状況に関する年次報告書でも、毎年、夫婦同氏強制が日本における女性差別の事例として取り上げられている。

3 氏に関する自己決定権は国際的に確立していること

自由権規約や欧州人権条約は、自己の氏を選択し変更する権利をプライバシー権の一部として保障している。氏がアイデンティティの主要な構成要素であるからである。夫婦共通の氏の義務付けについては、家族の一体性を維持するという法律の目的に一定の合理性があるとしても、共通の氏が家族の一体性を維持するための唯一の手段ではなく、婚姻により氏を喪失するという個人の不利益との均衡を考慮すれば、規制の手段の合理性がなく、プライバシー権の侵害や性差別に該当するとの判断がされている。

婚姻後の氏を選択できるとは、婚姻をした後も、自己の婚姻前の氏を保持するか、他方の配偶者の氏や結合氏を夫婦共通の氏として採用するかについて、他方の配偶者の意思によらず、あるいは、他方の配偶者の同意がなくとも、自己の意思に基づき選択できることを意味する。また、婚姻後の氏を選択する権利は、どちらの配偶者にも保障されていなければならない。

現在の日本の夫婦同氏制度では、婚姻するためには配偶者の一方が婚姻前の氏の使用を諦めるしかない。このような同氏強制では、婚姻前の氏を選択するためには配偶者の同意が必要となるから、自己の意思のみに基づいて婚姻後の氏を選択することができる制度であるとはいえない。

4 諸外国で氏に関する女性差別が是正され、自己決定が尊重されるように法制度が改正されてきたこと

1970年代から、夫婦の双方が婚姻前の氏を保持したまま婚姻できるように、法制度を改正する国が増えてきた。1981（昭和56）年に発効した女性差別撤廃条約でも、氏の選択に関する平等についての規定が設けられた。

氏に関する制度が自国の憲法や国際人権条約に違反するとの司法判断を経て、夫婦別氏制を導入した国も少なくない。たとえば、ドイツでは、夫婦共通の氏の決定を婚姻締結の前提条件として課すことは、一般的人格権ないしは婚姻の自由に対する制約となることから憲法に反するとの判断がされ、その後、夫婦別氏の選択が可能となった。女性差別撤廃委員会も、「法もしくは慣習により、婚姻もしくはその解消に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性はこれらの権利を否定されている」という一般勧告を出し、各締約国に対し婚姻の際の氏の選択における男女の実質的平等の実現を求めている。

5 結語

以上のとおり、諸外国の変化や国際人権機関の判断等の国際的動向を踏まえれば、氏に関する自己決定が尊重されるべきことは普遍的な人権として確立しており、氏の選択に関する男女平等の実現が国際的に求められていることは明らかである。だからこそ、日本の夫婦同氏強制は、国連人権機関からも繰り返し厳しく批判され、是正を迫られているのである。日本が、民法改正を行わないまま、夫婦同氏を強制する最後の国となってしまったことは、国際的に恥ずべき事態である。裁判所には、夫婦同氏が憲法、自由権規約および女性差別撤廃条約に違反することを判断していただきたい。

以上